平成２２年（フ）第２４４号
佐賀県鳥栖市宿町1024番地３
債務者　平塚　隆司
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７６号
熊本市高平１丁目31番41号
債務者　岩本　和也
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４号
熊本市清水本町21番34号
債務者　寺尾　　智
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２３号
熊本市桜木４丁目16―35　桜木コートハウスＦ、住民票上の住所熊本市東本町21番１―210号
債務者　松永　伸作
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２８号
熊本市田迎６丁目11番８号　サンアベニューＡ101
債務者　藤本麻奈美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４２５号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼557番地３
債務者　橋本　順子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４３１号
熊本市上高橋２丁目12番１号
債務者　野田千佐子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４３号
熊本県菊池郡大津町大字室338番地１
債務者　野崎さとみ
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４９７号
熊本県上益城郡益城町大字辻の城330番地
債務者　坂井　生一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２５号
青森県八戸市大字田向字十二役14番地６　石舘住宅２
債務者　舘　　清和
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
佐賀県佐賀市富士町大字下無津呂1448番地１
債務者　嘉村　和徳
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
福島県いわき市山田町西山11番地の８
債務者　根本　孝裕
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２３０号
佐賀県小城市牛津町上砥川405番地51
債務者　丸田　友惠（旧姓原﨑）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2185番地25
債務者　浪治　広美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４９号
熊本市小山５丁目８番10号　マドレカーサⅠ201
債務者　上田　実加
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０６号
北海道釧路郡釧路町新開５丁目２番地　第２津田ＭＳ
債務者　渡辺　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１７１号
北海道厚岸郡厚岸町梅香２丁目70番地
債務者　矢野　桂司
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所